

## 漁場改善計画の認定に係る審査基準及び標準処理期間

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第6条の規定により、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「法」という。）第4条第3項の規定による漁業改善計画の認定及び法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定による漁業改善計画の変更の認定（以下「認定」という。）に係る審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 審査基準

認定に係る審査基準は、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成11年6月2日付け11水推第1133号水産庁長官通達）中「第2 漁場改善計画の認定」及び「第3 認定漁場改善計画の変更の認定等」の定めによるものとする。

#### 2 標準処理期間

認定に係る標準処理期間は、30日とする。